



税理士 重光 善夫

令和8年度 税制改正(所得税)について



今年の税制改正における個人に対する主な改正点を教えてください。

A. 3月31日に成立した令和8年度の税制改正における所得税に関する大きな改正点は以下の2点です。

① 基礎控除及び上乗せ特例控除の見直し

合計所得金額が2,350万円以下の基礎控除額が図のとおり改正されました。

合計所得金額	令和7年	令和8・9年
132万円以下	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円

※上記所得金額にかかる住民税の基礎控除額は43万円に変更なし

パンチ

② 給与所得控除の見直し

給与等の収入金額が220万円以下の給与所得控除額が図のとおり改正されました。

給与等の収入金額	令和7年	令和8・9年
190万円以下	65万円	74万円
190万円超 220万円以下	収入金額×30%+8万円	

パンチ

これらの見直しに伴う引上げにより、いわゆる「年収の壁」が現行の160万円から178万円となります。令和6年までは130万円でしたので、その約1.37倍の増加となっています。

税理士 から一言

今回の税制改正においては上記2点以外にも、

- ・住宅ローン控除の見直し(一定の既存住宅に係る借入限度額の引上げや床面積制限の変更等)
- ・NISAの拡充(令和9年以降、17歳以下のつみたて投資枠が可能に)
- ・青色申告特別控除額の見直し(令和9年以降、控除額の区分が現行の10万円・55万円・65万円の3段階から帳簿要件等により0円・10万円・55万円・65万円・75万円の5段階に変更)
- ・インボイス制度の経過措置の見直し(2割特例後の令和9,10年度における3割特例の創設)などの改正が行われています。